

労務トピックス

Labor topic

Insider Information



国民健康保険 来年度から上限が 3 万円引き上げへ

POINT 01

厚生労働省は、個人事業主やフリーランスなどが加入する国民健康保険について来年度から年間保険料の上限額を 3 万円増額し、全体で 109 万円とする方針を固めました！保険料の見直しについては、少子高齢化に伴って拡大を続ける医療費の財源確保のためにたびたび行われており、上限額の引き上げに関してはこれで 4 年連続となります！

POINT 02

マイナ保険証 12 月以降の健康保険証はどうなるの？

2024 年 12 月 2 日から健康保険証の新規発行が終了予定であり、マイナンバーカードを健康保険証の紐づけを進める方も増加しています。その一方で総務省によるとマイナンバーカードの保有率は 75.2% (9 月末時点) であり、国民の 4 分の 1 はまだ取得していない現状があります。

Check!

■ マイナンバーカードやマイナ保険証を持っていないと！ ■

従来の保険証は記載の有効期限内であれば、最長で 2025 年 12 月 1 日まで使用可能です。また、その後も自治体などから発行される「資格確認書」により最長 5 年間は保険証の代わりとして使用はできます。ご注意ください！

information

- 年明け 2 月中旬より、**確定申告**の期間になります。お早目の準備をお願いします。
- **Instagram** 始めました！ぜひご覧ください。お友達登録、お願いします。

つなかわ税理士・社労士事務所



@tsuna_heki



よろしくお願いします



つなかわ 税理士 社労士 事務所

〒359-0023
埼玉県所沢市東所沢和田 2 丁目 2 3-5-202
TEL: 04-2941-2039/FAX: 04-2941-2040



お客様をつなぐ場

弊社 HP でつながります！お客様同士が自由に閲覧して必要な方に必要な情報をお届けできるページです！ぜひ、ご活用ください！
←ココです！